

長与町 通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組方針～



平成28年1月

長与町通学路安全推進協議会

目 次

1	長与町通学路交通安全プログラムの目的	1	ページ
2	長与町通学路安全推進協議会	2	ページ
3	取組方針	3、4	ページ
4	通学路対策箇所の公表	5	ページ

1 長与町通学路交通安全プログラムの目的

平成24年以降、全国各地で登下校中の児童生徒等が死傷する痛ましい事故が相次いで発生しております。

長与町でも、平成24年8月に各小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な対策内容について関係機関と協議のうえ、継続的に必要な対策を講じているところであります。

今後も、住民との協働による安全・安心のまちづくりの推進を図り、通学路の安全確保に向けた継続的な取組を行う目的で、関係機関との連携体制を構築し、「長与町通学路交通安全プログラム」を策定いたしました。

平成28年度から本プログラムに基づき、児童生徒が安全で安心して通学できる通学路の確保を目指してまいります。

プログラム策定の重点項目

- ① 通学路の安全対策を継続的に実施し、児童生徒の安全を確保する。
- ② 道路管理者、警察、学校関係者が連携し、長与町通学路の安全対策を推進する。
- ③ 対策後は、実施した効果を検証し、見直すことで安全対策の向上に努める。

2 長与町通学路安全推進協議会の設置

通学路の管理は、道路施設の設置・維持管理、交通規制等の実施、通学路を利用する児童生徒の安全教育などを行う必要があります。これらを実施するにあたり、関係者各々が情報を共有し連携の強化を図る必要があるため、以下にあげるメンバーで構成する「長与町通学路安全推進協議会」（以下、「協議会」と言う）を設置します。また、本プログラムはこの協議会で議論し、策定します。

(1) 長与町通学路安全推進協議会構成メンバー

主となる機関	役割
長崎県 長崎振興局 建設部 道路維持課	道路施設に関すること
警察 時津警察署	道路交通に関すること
長与町 総務部 地域安全課	広報・啓発等に関すること
教育委員会 学校教育課	学校との連携に関すること
建設産業部 土木管理課	道路施設に関すること 事務局（会の運営や進行、県との連携に関すること）
各小中学校	対策効果の把握に関すること 児童生徒への教育に関すること

(2) 協議会は、構成機関の各課長及び、実務担当で構成し、議長は道路管理者である長与町建設産業部長とする。

(3) 学校関係の窓口は、長与町教育委員会学校教育課とする。

(4) 協議会事務局は、長与町建設産業部土木管理課とする。

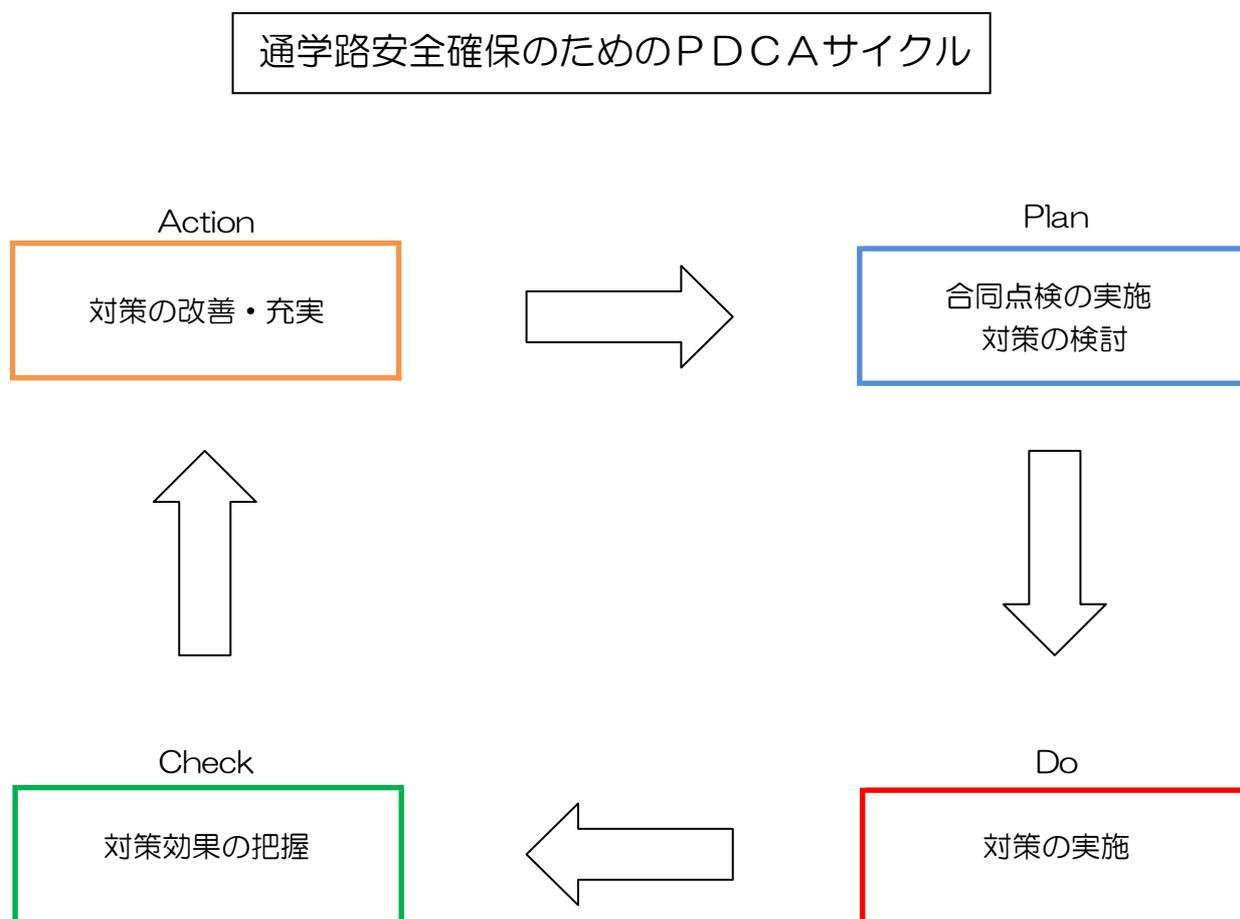
(5) 議長は必要に応じ、協議会を招集する。

3 取組方針

(1) 基本的な考え方

継続的に通学路の安全を確保するため、平成24年に実施した緊急合同点検後も合同点検を継続すると共に、対策実施後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。

これらの取り組みをPDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。



(2) 定期的な合同点検 (Plan : 計画)

2-1 合同点検の実施時期等

- 合同点検は、基本的に1年に1回実施します。
- 合同点検実施時期は7月から8月の期間に行います。
- 合同点検の一連の流れを次ページに示します。(通学路交通安全プログラム年間表)

- ①各小中学校は、通学路の点検を行い、点検により抽出された危険箇所をまとめ、学校教育課に報告します。
- ②学校教育課は、各小中学校から報告を受けた結果をとりまとめます。
- ③協議会構成メンバー及び必要と思われる関係者は、学校教育課から報告を受けた点検結果を基に、合同点検を実施します。

2-2 合同点検の体制

- 合同点検は、協議会の構成機関である各小中学校関係者、教育委員会、警察、道路管理者とその他必要に応じてPTA、自治会代表者等が参加して点検を行います。

(3) 対策の検討 (Plan : 計画)

- 合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、協議会を開催し、対策案や実施時期などを検討します。
- 対策必要箇所については、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。
- 具体的な対策が決定したのち、「安全対策箇所一覧表」と「安全対策箇所図」を作成し、長与町ホームページや広報紙等で公表します。

(4) 対策の実施 (Do : 実行)

- 対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。
- 対策のうち、短期的に実施が可能なもの(路面標示など)については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。中長期的な対応が必要なもの(歩道の拡幅、信号機設置など)については整備に向けた計画を進め、実施に向け取り組みます。

(5) 対策効果の把握 (Check : 評価)

- 実施した対策について、通学路の安全性についての期待した効果が上がっているかを把握するため、学校関係者等から聞き取り調査等を行います。

(6) 対策の改善・充実 (Action : 改善)

- 対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

4 通学路対策箇所の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有することに加え、「通学路の安全」に対する町民への認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的として、「安全対策箇所一覧表」及び「安全対策箇所図」を作成し、本プログラムとともに長与町のホームページや広報紙で公表します。

